

2021.04.01

標準化交流プラットフォーム  
〇〇研究会運営会則（ひな形）

標準化交流プラットフォーム会則に基づいて設置する〇〇研究会の運営等に必要な事項について、次のように定める。

（設置）

第1条 標準化交流プラットフォーム（以下、標準化交流 PF という。）に〇〇研究会（以下、研究会という。）を設置する。

（目的）

第2条 本研究会は、〇〇のための諸活動を目的とする。

（事業）

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 〇〇
2. 〇〇
3. 〇〇
4. その他、本研究会の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第4条 本研究会の会員（以下、研究会員という。）は、第2条の目的に賛同し、第3条に掲げる事業のいずれかを行う意思を持ち、入会を希望する法人または個人とする。

（入退会）

第5条 本研究会に入会しようとするときは、加入申込書を標準化交流 PF 運営事務局長に提出するものとし、標準化交流 PF 運営事務局の承認により入会を認めるものとする。

2 研究会員が退会しようとするときは、その理由を付した書面をもって標準化交流 PF 事務局長に届け出るものとする。

（研究会員の権利及び義務）

第6条 研究会員は、第3条に定める活動に参加する権利をもつ。

2 研究会員は次に定める義務を負う。

(1) 本会則、その他運営に関する諸規程等及び標準化交流 PF 運営事務局長、標準化交流 PF 事務局の指示を遵守する義務。

(2) 自己の責任において節度をもって本研究会を利用するものとし、本研究会を利用してなされた自己のすべての行為およびその結果につき、すべての責任を負うものとする。

(3) 研究会員は、本研究会の利用に際し、他の研究会員その他の第三者および本会に損害または不利益を与えた場合、自己の責任と費用においてこれを解決するものとする。

3 研究会員は、研究会の目的を達成するため、自己が開示権限を有する、又は公となっている技術情報及び資料等を積極的に提供し、本事業に協力する。ただし、当該情報が秘密情報であるときは、別途第 14 条に定める秘密保持契約を締結した上に行うものとする。

#### (役員)

第 7 条 本研究会に、役員として、委員長 1 名、副委員長 1 名、幹事若干名を置くことができる。また、監事 1 名を置く。

2 役員は、総会において選出される。

3 委員長は、役員の中から互選され、本研究会を代表する。

4 副委員長は、役員の中から互選され、委員長を補佐する。

5 幹事は、役員の中から互選され、事務を行う。

6 監事は、委員長が一般会員から 1 名を選出し、本研究会の会計監査を行う。

7 役員の任期は、1 年間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (事務局)

第 8 条 本研究会に、事務局を置く。事務局員は JSA が派遣する。

2 事務局は、次の各号に定める業務を行う。

一 研究会員及び入会希望者の照会業務

二 研究会の事業計画策定業務

三 研究会の関連機関との連絡調整業務

四 研究会の出納管理業務

五 研究会の広報等業務

六 その他、研究会の運営に必要と認められる業務

#### (総会)

第 9 条 委員長は、次の各号に定める事項を決議するため、総会を開催し、その議長となる。

一 事業計画及び運営費に係る収支予算

二 事業報告及び運営費に係る収支決算

三 その他、運営に関する重要事項

2 総会の議案は、出席会員の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は、議長の決すると

ころによる。

(臨時総会)

第 10 条 会長は、必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(会計)

第 11 条 本研究会の会計年度は、●月●日に始まり、翌年●月●日に終わる。

(運営費)

第 12 条 研究会の事業の運営に必要な経費は、●●をもってこれを支弁する。

(事業計画及び予算)

第 13 条 事務局は、事業計画及び収支予算案を作成し、総会で決議する。

(事業報告及び決算)

第 14 条 事務局は、年 2 回、事業報告を標準化交流 PF 運営事務局に提出し、また、当該会計年度の収入及び支出並びに経理状況について、標準化交流 PF 運営事務局の確認を受ける。

2 事務局は、監事の会計監査を受けたのち、総会で承認を得なければならない。

第 15 条 (成果物)

本研究会における成果物は、報告書、論文等の形式にて外部に公開されるものと、本研究会内部でのみ利用される技術資料等からなり、それらは将来的に規格化されることがある。

2 本研究会の成果物の公表名義は、研究会の名前とする。

(知的財産権の帰属等)

第 16 条 本研究会の活動に関連して、研究会員間において開示される情報は、秘密として取り扱う義務を負わないものとし、研究会員は、自己の利用あるいは研究会員以外の第三者に開示することができる。ただし、その秘密の情報が特定され非開示を受けた場合の当該情報の取扱いについては、この限りでない。

2 (JSA が 100% 出資の場合) 研究会の成果物 (報告書その他) に対する著作権は JSA が保有する。

又は

2 (JSA が 100% 出資する以外の場合) 研究会の成果物 (報告書その他) に対する著作権のうち 50% は JSA が保有、残り 50% は出資金に応じた権利配分とする。

3 研究会の成果物が将来的に規格化される場合には、研究会の成果物の著作権者及び研究

会員は規格化に対しいかなる権利主張も行わない。

(秘密保持契約)

第 17 条 研究会員は、本研究会の活動において、秘密情報を開示しようとする場合は、別途秘密保持契約を締結する。

2 秘密情報は研究会の成果物に含めてはならない。

(解散)

第 18 条 本研究会の目的が達成されたと認められる場合、経営が困難となった場合等に、標準化交流 PF 運営事務局の定める手続きに基づき、本研究会は解散する。

(会則の変更等)

第 19 条 本会則の改廃は、標準化交流 PF 運営事務局の定める手続きを経て行う。

(設置期間)

第 20 条 本研究会の設置期間は、1 年間とする。ただし、標準化交流 PF 運営事務局の定める手続きに従い事業継続が認可された場合、1 年間更新するものとし、以降も同様とする。

2 前項の設置期間は、標準化交流 PF 運営事務局の定める手続きに従い解散の決議がされた場合この限りではない。

(協議)

第 21 条 本会則に定めのない事項については、関係者の協議をもって円満にこれを解決するものとする。

(分科会)

第 22 条 本研究会の目的を達成するため、分科会を設置することができる。

(附 則)

1. 本会則は●年●月●日より施行する。